

介護予防対策の拡充を求める意見書

我が国は、団塊の世代が六十五歳以上になる今後十数年の間に、急速に人口の高齢化が進みます。そうした中で、めざすべき社会の姿は「元気な高齢者が多い社会」であり、高齢者が健康を保持し、生涯にわたって生き生きと暮らせる社会を築くことが重要な課題です。

しかしながら、平成十二年四月の介護保険施行後の状況を見ると、スタート時における要介護認定者が約二百十八万人から平成十五年十月には約三百七十一万人へと約七割増加し、高齢者に占める要介護認定者の割合も十パーセントから十五パーセントへと上昇しています。特に看過してならないことは、軽度の認定者の増大（全体の伸び率七十パーセントに対し、要介護一が百十五パーセント、要支援が九十パーセントの増加）と、軽度の人ほど重度化していく割合が高いということです。

こうした観点から、高齢者が生涯にわたって生き生きと暮らすためには、これまでも力が入れられてきた健康増進・疾病予防の更なる拡充・強化と併せて、要介護状態にならないようにするための介護予防策が一層の重要性を増してきます。

介護保険制度は施行後五年を目途として制度全般に関する必要な見直し等を行うこととされてはいますが、その際、現行制度における要支援や要介護一の軽度の方々の健康増進策の強化を図るとともに、認定外の虚弱の方々を要介護状態にさせないよう新たな介護予防サービスを創設するなど、介護予防対策に全力をあげるべきです。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、我が国の高齢化のピーク時を視野に入れて、介護予防目標を明確にし、全国の区市町村に介護予防サービス拠点を整備するとともに、効果のある介護予防プログラムを開発するなど、介護予防対策の更なる拡充を図ることを強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年六月二十三日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

内閣総理大臣・厚生労働大臣 あて